

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公告式条例

平成26年11月25日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づき、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例(以下「条例」という。)は、管理者が署名しこれを公布する。

2 条例の公布は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報を、電子情報処理組織(大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の使用に係る電子計算機と情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。

3 電子情報処理組織を使用して送信するときは、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するものとする。

4 条例の公布は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に大阪市・八

尾市・松原市環境施設組合の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、急施を要するとき又は災害その他特別の事情により、同項に規定する方法により条例を公布することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもって発行することにより、これに代えることができる。この場合において、条例の公布は、条例を印刷した書面を公衆が閲覧することができる状態に置いた時に行われたものとする。

(条例の施行)

第3条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例は、条例に特別の定めがあるものを除く外、公布の日から起算して、10日を経過した日から、これを施行する。

(規則・規程の公布)

第4条 前2条の規定は、法令に特別の定めがあるものを除く外、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則並びに大阪市・八尾市・松原市環境施設組合各機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合においては大阪市・八尾市・松原市環境施設組合各機関の定める規則その他の規程については、第2条中「管理者」とあるのは「その機関又は機関の代表者」と読み替えるものとする。

(その他の公表)

第5条 第2条の規定は、前条に掲げる規程以外のもので公表を要する告示、その他の公告にこれを準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。